

# 大船渡市立大船渡中学校いじめ防止基本方針（令和8年度）

大船渡市立大船渡中学校

## 1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

特に学校においては、「いじめは決して許されない」という指導を徹底すると同時に、いじめは、いつでも、どこでも、どの生徒にも起こり得るものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるよう努めなければならない。

全ての生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために本校のいじめ防止基本方針を策定する。

## 2 本校におけるいじめ防止のための基本的な認識

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 [いじめ防止対策推進法（定義）第2条による]
---

### (2) いじめの認知

いじめ防止対策推進法に基づき、積極的に認知する。

### (3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための取組

### (1) 基本施策

ア 教職員は、学校教育目標の実現を目指し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的（チームとして）に取り組む。

イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 「本校いじめ基本方針」を保護者や地域住民に公開し、関係機関との連携体制を周知する。

エ いじめの防止等に関わる校内研修を年間計画に位置づけて実施し、最新の事例や指導資料等の共有による教職員の資質向上を図る。

オ いじめ防止対策委員会（以下、委員会）を実効性のある組織として設置・運営し、事案への適切な対応を図る。

## (2) いじめの未然防止のための取組

- ア 年度当初の早い段階で、「いじめ」及び「いのちと人権」に関する道徳の授業を集中して行い、その後も年間を通じて人権意識を高める指導を継続する。
- イ 生徒会による「生活向上集会」等の自主的な活動を支援し、生徒自らがいじめを許さない集団作りを行うプロセスを通じて、規範意識と良好な人間関係を育てる。
- ウ SNSやネット上のいじめを防止するため、情報モラル学習（誹謗中傷の禁止、匿名性のリスク等）を実施するとともに、家庭での情報端末利用の在り方（スマートフォンの利用ルール作り等）について保護者への啓発を行う。
- エ 互いの個性を尊重し、誰もが疎外感を感じることなく学校生活を送れるよう、『間違いを恐れない』『否定されない』安心感を基盤とした包摂的な授業づくりを実践する。

## (3) いじめの早期発見のための取組

- ア アンケートの実施（月1回の学校生活自己評価、Q-U調査、心とからだの健康観察等）
- イ 教育相談を通じた、学級担任による生徒からの聞き取り（6月・12月）
- ウ 生活の記録ノート等による情報収集
- エ 日常の観察（全職員）
- オ スクールカウンセラー・心の教室相談員等によるいじめ相談体制（いじめ相談窓口）の整備

## (4) いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の調査（聞き取り・状況確認）を開始する。
- イ いじめが疑われる行為を確認した場合、ただちにその行為をやめさせ、何よりも被害生徒を安全確保と保護を優先する。
- ウ 生徒指導主事を「情報集約担当」とし、報告を受けた事案について直ちに校長（不在の場合は副校長）へ報告し、委員会を開催する。
- エ いじめが疑われる行為を認めた場合、速やかに生徒指導主事に報告する。
- オ 当該行為がいじめにあたるかどうかの判断については、定義に照らして委員会で組織的に行う。（緊急を要する場合は、校長の判断対応を開始し、速やかに委員会で事後承認・共有を行う）。
- カ いじめと認知した場合は、委員会で対応策を協議し、被害生徒への徹底した支援と、加害生徒への毅然とした指導をチーム体制で行う。
- キ 被害生徒等が安心して教育を受けられるよう、保護者の意向を尊重しつつ、別室登校や授業形態の工夫など柔軟な措置を講ずる。
- ク いじめ解消後も被害生徒への継続的ケアと加害生徒の変容を見守り、再発防止を徹底する。
- ケ 関係保護者に対し、事実関係を適切に共有し、家庭での指導や見守りについて協力を要請する。
- コ 法に触れる恐れのある事案、緊急性の高い事案、およびSNS等により学校による事実関係の確認が困難な事案については、教育委員会及び所轄警察署等と直ちに連携し、適切に対処する。

### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

情報の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び対処することができるように、外部講師または本校教員による情報モラルに関する啓発活動等を実施する。

### (6) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合【法28条第1項「重大事態」】は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、大船渡市教育委員会に直ちに報告するとともに、教育委員会の指導・助言のもと、当該事案に対処する「校内いじめ調査委員会」を設置する。
- イ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査にあたっては、被害生徒及び保護者の意向を十分に汲み取り、適切に配慮する。
- ウ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、調査の進捗状況についても適宜報告を行い、透明性の確保に努める。

## 3 いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 構成員

校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 該当学年主任

※校長の指示により、必要に応じて、上記以外の教職員も加えることができる。

### (2) 活動内容

- ア いじめ防止対策基本方針の適切な運用と取組の見直しに関すること。
- イ いじめの未然防止および早期発見の取組の立案に関すること
- ウ いじめの事案の対応に関すること。
- エ いじめの認知及び解消に関すること。

いじめの解消の定義（国のいじめ防止基本方針）

- ・いじめに係る行為が少なくとも3カ月止んでいること
- ・被害生徒及びその保護者から面談等で確認すること

### (3) 開催時期

毎月開催する定例会といじめが疑われる行為が発生した際に臨時的、緊急的に開催する臨時会を行う。また、年度末には、来年度方針の確認を行う。

日常の生徒の状況についての情報交流は、いじめ事案に対応した職員が「問題行動・事故等報告」に詳細を記録し回覧をもって行う。

## 4 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること（授業づくり、情報モラル教育等）
- イ いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること（各種アンケート、教育相談等）
- ウ いじめ対応の迅速性と組織性に関すること

5 いじめ発生から対応までの流れ

